変更届に係る添付書類一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更があった事項 | | 添付書類 | 備　　　　考 |
| １ | 事業所(施設)の名称 | ・指定に係る記載事項(該当サービス)  ・運営規程 |  |
| ２ | 事業所（施設）の所在地 | ・指定に係る記載事項（該当サービス）  ・移転先の事業所の平面図及び写真  ・建物の賃貸借契約書等の使用権原を証する書類の写し  ・運営規程  ・特別養護老人ホームの認可証等の写し(介護老人福祉施設のみ) | ・事前に設備基準等に合致しているかの確認を行う必要があるため、移転の2週間前までに提出  ・移転に際し、事業所の電話、FAXが変更になる場合は、変更届に記載  ・移転元と移転先の指定権者が異なる場合や、移転に伴い事業所を継続していると認められない場合には廃止・開始の手続きが必要 |
| ３ | 主たる事務所の所在地 | ・登記事項証明書（原本）（注1）  ・介護サービス事業所一覧(複数の事業所がある場合） | ・移転に際し事業所の電話、FAXが変更になる場合は、変更届に記載  ・法人単位での変更届が可能であり、法人事務所の所在の担当窓口へ届出。 |
| ４ | 代表者又は開設者の氏名及び住所 | ・登記事項証明書（原本）（注1）  ・誓約書（※1）  ・介護サービス事業所一覧（複数の事業所がある場合） | ・法人単位での変更届が可能であり、法人事務所の所在の担当窓口へ届出。  ・開設者の法人種別に変更があった場合には該当  ・個人診療所が法人化される場合や法人合併した事業所を引継ぐ場合等は廃止・開始の手続きが必要。  ※1 誓約書は、該当するサービス（居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援等）ごとに作成。 |
| ５ | 登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る） | ・登記事項証明書（原本）（注1）  ・介護サービス事業所一覧（複数の事業所がある場合） | ・法人単位での変更届が可能であり、法人事務所の所在の担当窓口へ届出。 |
| ６ | 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等 | ・平面図（変更前・変更後）  ・食堂及び機能訓練室の面積の変更の場合は指定に係る記載事項（該当サービス）  ・変更のあった部分の写真  ・設備・備品等一覧表（変更がある場合）  ・共用の場合の利用計画書（変更前・変更後）（介護老人保健施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画が変わる場合） | ・介護老人保健施設との共用の場合は、変更許可申請が必要。 |
| ７ | 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 | ・指定に係る記載事項（該当サービス）  ・管理者経歴書（※2）  ・勤務形態一覧表（注2）  ・資格証等の写し（資格要件があるものに限る） | ・介護老人福祉施設の「施設長」の変更は、事前に県高齢者支援課に協議が必要  ※2 認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護のみ |
| ８ | サービス提供責任者の氏名及び住所 | ・指定に係る記載事項（該当サービス）  ・サービス提供責任者経歴書（※3）  ・勤務形態一覧表（注2）  ・資格証等の写し  ・運営規程（従業員の員数に変更がある場合のみ） | ※3 訪問介護員が介護職員初任者研修課程修了者(介護職員基礎研修課程修了者、１級課程修了者、看護師等を除く)の場合 |
| ９ | 運営規程（従業者の員数、営業日、営業時間、利用定員、利用料等） | 【従業者の員数又は利用定員の変更の場合】  ・運営規程（変更後）  ・指定に係る記載事項（該当サービス）  ・勤務形態一覧表（注2）  ・資格証等の写し（※4）  ・平面図・面積表（定員変更の場合） | ※4 新規雇用及び異動の場合 |
| 【その他の変更】  ・運営規程（変更後）  ・指定に係る記載事項（該当サービス） | ・記載事項内の主な掲示事項（定員を除く）に変更がない場合は、指定に係る記載事項（該当サービス）の添付は不要 |
| 10 | 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関 | ・指定に係る記載事項（該当サービス）  ・協力医療機関等との契約書等の写し |  |
| 11 | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号（氏名変更、住所変更の場合も含む） | ・指定に係る記載事項（該当サービス）  ・介護支援専門員一覧表  ・勤務形態一覧表  ・介護支援専門員証の写し（※5）  ・運営規程（従業員の員数に変更がある場合のみ） | ・退職や異動により、介護支援専門員の人数が減る場合も届出が必要  ※5 新規雇用及び異動のみ |
| 12 | 法人、事業所の電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス |  | ・その都度届出のこと。（法人、事業所の所在地変更の場合はあわせて届出のこと） |

（注1）登記の手続きが変更日から10日以内に終了しない場合は、登記事項証明書以外の書類を先にご提出頂き、手続きが完了次第、速やかに登記事項証明書をご提出ください。

（注2）訪問介護事業所が勤務形態一覧表を提出する場合には、前３月の利用者数の分かる書類(参考様式12)を添付してください。